

# 山梨県公報

第二千八百五号

平成三十年

七月五日

木曜日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………三五一
  - 保安林の指定の予定……………三五二
  - 道路の区域変更(二件)……………三五二
  - 道路の供用開始(二件)……………三五二
  - 建築基準法に基づく道路位置指定……………三五二
  - 寄附金の収納事務の委託……………三五二
  - 一般競争入札について……………三五三
  - 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………三五五
  - 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………三五六
  - 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………三五八
- 教育委員会……………三五八
- 山梨県立甲府工業高等学校定時課程専攻科入学者募集定員等……………三五八

## 告示

### 山梨県告示第二二三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年七月五日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 後 藤 斎

名称	所在地
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地

二 認定期限 平成三十三年六月三十日

### 山梨県告示第二四四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 南アルプス市湯沢字天神山二八五五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字天神山二八五五(次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二四五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 台ヶ原長坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北杜市白州町台ヶ原字大久保六九六番一地从先から 北杜市白州町台ヶ原字上法坂二二二四番三 地先まで	旧	二四・〇 四八・七	二八・一
	新	一六・五 四七・〇	二八・一

**山梨県告示第二百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲州市塩山上於曾字中沢二二八番一地从先から 甲州市塩山上於曾字中沢二八五番二地先まで	旧	一六・九 一九・八	七一・一
	新	一六・九 二五・一	七一・一

**山梨県告示第二百七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道 線	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
長沢小淵沢線	北杜市小淵沢町上笹尾字竹阿原 三一八一番二地先から 北杜市小淵沢町上笹尾字細窪三 二〇三番一地从先まで	四〇・〇	平成三十年 七月五日

**山梨県告示第二百八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾字中沢二二八番一地从先から 甲州市塩山上於曾字中沢二八五番二地先まで	七一・一	平成三十年 七月五日

**山梨県告示第二百九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年六月二十六日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町広瀬字前田二百七十八番三、二百七十九番四及び二百七十九番七
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小四・八メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・八五メートル

**公 告**

● 寄附金の収納事務の委託  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方 富士吉田市松山千四百十四番地一 日富士株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 平成三十年六月十四日から同年十月十一日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
  - (一) 山梨県本庁舎で使用する電気 一式
  - (二) 七里岩トンネルほか八施設で使用する電気 一式
  - (三) 山梨県立北杜高等学校ほか四十施設で使用する電気 一式
  - (四) 山梨県北巨摩合同庁舎ほか六十五施設で使用する電気 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 供給期間 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで
- 4 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部財産管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)

第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(燃料・電力)のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であること。

5 調達をする物品等の供給実績及び環境への配慮に関する事項について、入札説明書及び仕様書に定めるところにより知事が適当と認めた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成三十年七月五日(木)から同月十七日(火)まで(山梨県の休日を含め、これを除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。  
郵便番号四〇〇―八五〇―一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所

郵便番号四〇〇―八五〇―一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県総務部財産管理課(電話〇五五―二二三―一三二六)

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成三十年七月十七日(火)までの日(県の休日を除く。)(の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。)

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所 一(一)から(四)までについて、それぞれ日時は次のとおりとし、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館二階二〇一会議室で行う。

(一) 一(一)に係るもの 平成三十年八月十四日(火) 午前十時

(二) 一(二)に係るもの 平成三十年八月十四日(火) 午前十時十五分

(三) 一(三)に係るもの 平成三十年八月十四日(火) 午前十時三十五分

(四) 一(四)に係るもの 平成三十年八月十四日(火) 午前十一時十五分

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課宛に平成三十年八月十三日(月)午後四時までまでに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部財産管理課(電話〇五五―二三三―二三二六)

## ※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

(1) Supply of electricity for the Yamanashi Prefectural Government Building owned by Yamanashi Prefectural Government

(2) Supply of electricity for Shichiriwa Tunnel and 8 other tunnels owned by Yamanashi Prefectural Government

(3) Supply of electricity for Hokuto High School and 40 other facilities owned by Yamanashi Prefectural Government

(4) Supply of electricity for the Kitakoma Government Building and 65 other facilities owned by Yamanashi Prefectural Government

2 Date and time for tender:

(1) 10:00AM August 14, 2018

(2) 10:15AM August 14, 2018

(3) 10:35AM August 14, 2018

(4) 11:15AM August 14, 2018

3 Bureau in charge: Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1326

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年七月五日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一五八、一三五三の二二八	橋本弘次、橋本武夫
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一六五	芦澤和江
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一六六	山内誠一、有限会社山園
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一六八	荒井勲
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一七六	飯田節子
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一九一	赤尾よし
甲府市竹日向町字松号子一四〇三	千野なかの、千野英作、千野益雄、千野重春、千野正睦、千野豊隆、千野友芳、千野良知
甲府市竹日向町字松号子一四〇九の一、一四〇九の三、一四〇九の四	天草靖夫

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月十四日山梨県告示第七十五号  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成三十年七月五日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市上福沢字山本一一五〇	小林榮治
甲斐市打返字室窪四五七の一	大沢昌則

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月十四日山梨県告示第七十六号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市勝沼町深沢字高尾向下三七七九の一	佐藤嘉兵エ

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第千二百三十七号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市小淵沢町字中加倉九二八七の二（次の図に示す部分に限る。）	山田重藏

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第千二百三十一号

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字榎寄三四九九から三五〇三まで、三五〇九	宇津木尙次、降矢武彦、降矢秀忠、岡部正雄
上野原市西原字尾名手七三四一の一	原島岩吉、原島甲子男、古家

	清一
上野原市西原字中倉四九七一、四九七一の二	浅倉兼藏、浅倉四郎兵ヱ、宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、中川安治郎、奈良秋藏、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉彦、中川佳良
上野原市西原字大沢四九八八、四九八八の二	宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉藤、中川佳良
上野原市西原字大沢四九八九、四九八九の二、四九九六、四九九六の二、四九九九、五〇〇三	宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、横瀬新吉、横瀬嘉藤、中川佳良
上野原市西原字榎寄三四九七、三四九八	浅倉繁藏、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、原島甲子男、原島健悟、横瀬新吉、横瀬嘉藤、宇津木武平
上野原市西原字栗山三四八四	橋本龜吉、橋本勘右ヱ門、橋本清吉、橋本國太郎、橋本城太郎、橋本七五郎、橋本露三郎、船木角五郎、船木弥五右ヱ門、船木刃藏
上野原市西原字高根沢四八一、字大沢五〇〇二の二	浅倉兼藏、浅倉繁藏、浅倉四郎兵ヱ、宇津木武平、宇津木忠昭、武原三郎兵ヱ、武原傳太郎、中川安次郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬喜彦、横瀬弥五兵ヱ、中川佳良
上野原市西原字高根沢四八一・四八一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字久野毛四一三二、四一三二の二	原島甲子男、原島健悟、原嶋千勝
上野原市西原字大沢五〇〇二の一	浅倉兼藏、浅倉太一郎、浅倉四郎兵ヱ、武原傳太郎、中川安治郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉藏、中川佳良
上野原市西原字沢入六〇一〇、六〇一〇の二	浅倉兼藏、浅倉繁藏、浅倉四郎兵ヱ、武原傳太郎、中川安治郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉藤、中川佳良
上野原市西原字中倉四九七二	宇津木直三郎
上野原市西原字糠小屋七二〇一の一、字大沢四九九二の一、四九九二の二、四九九二の七、四九九四の一、五〇〇一の一、五〇〇一の一、五〇〇一の九	宇津木美壽子
上野原市西原字大沢四九九二の九	宇津木久雄
上野原市西原字美流沢六八一八の三、六八一八の四、六八一八の九	宇津木壮英
上野原市西原字大沢五〇〇〇の四	横瀬政子
上野原市西原字大沢四九九二の五	横瀬藏之進
上野原市西原字尾名手七三四〇の六	古屋博敏

上野原市西原字栗山三四八八の一	降矢剛勇
上野原市西原字糠小屋七二〇一の三	小林茂
上野原市西原字尾名手七三四〇の二	船木一
上野原市西原字大沢五〇〇一の七	武原栖光
上野原市西原字大沢四九九三の六	會津一
上野原市西原字栗山三四八七、字槇寄三四九六	岡部正雄

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第千二百三十四号
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（神金地区経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年七月五日

山梨県知事 後 藤 齋

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十年八月三日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年八月二十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年一月七日まで

### 教育委員会

● 山梨県立甲府工業高等学校定時制課程専攻科入学者募集定員等

平成三十一年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員等を次のとおり定める。

平成三十年七月五日

山梨県教育委員会 教育長 市 川 満

I 平成三十一年度山梨県立甲府工業高等学校定時制課程専攻科入学者募集定員（定時制課程）

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	三〇	三〇

II 入学者選抜 詳細については、別に定める「平成三十一年度山梨県立甲府工業高等学校定時制課程専攻科入学者選抜実施要項」による。